

2018.3.25 カント『判断力批判』読書会 第1回レジュメ

作成：吉良貴之@法哲学

jj57010@gmail.com, ID: tkira26

0. 問いかけ

- 芸術作品や自然を見て「美しい」と判断するとき、その判断は共通感覚に向けた普遍性への志向があるとカントは論じるが、どうか。
 - 「私は好きじゃないけど、この景色は美しいですね」という言い方は自然なものであるか。自然だとすると、それは普遍的に妥当するようなものなのか。
 - 自然の美しさとかはそこそこ普遍的なものの気がするが、イケメン・美人の基準は時代や地域によってまるで違う。こういったことは何なのか。
- 美的判断を他者に伝達することの快の感情は、芸術作品であればまさにそれが醍醐味であるだろうが、それを政治につなげるアーレントとかの読みはどうか。なんか危なっかしくない？
 - カントが晩年の著作で展開する共和主義的な政治哲学（万人が平等に自由になることは権利でありつつ義務である）と、判断力の議論はつながっているのかどうか。

1. 今日やること

- カント『判断力批判』の「序論」をゆっくり読む。
 - 翻訳はいくつかあるが、岩波文庫版がなんだかんだ読みやすいと思う。
 - ドイツ語原文や英訳も、まあ余裕があれば参照する感じで。カントは英語にするとけっこうわかる。
 - 📌 [提案] ドイツ語講座も開催するか。
- スケジュール決め
 - 読書会はだいたい途中で消滅するので、**とにかく最後まで読む！**ことを目標に。
 - 月1で1章ずつぐらいが現実的なペース？ まあそんなに急がずに。
 - 場所：4月からは立教大で教室が取れるけど、どうでしょう。
- どんなふうに読んでいくかの**目標を共有**する。
 - ハンナ・アーレント『カント政治哲学講義録』（1970年）、ジョン・ロールズ『正義論』（1971年）でカントの判断力論は重要な法・政治哲学的役割を果たしているが、美感的判断力／存在論の書である『判断力批判』がどのように「政治」に関わってくるのか。
 - 📌 カントの政治哲学って最近わりと人気。ex. 網谷壮介『カントの政治哲学入門』（白澤社、2018年1月）、金慧『カントの政治哲学：自律・言語・移行』（勁草書房、2017年）など。このへんはどちらかというと『道徳形而上学原論』『永遠平和のために』など後期の著作から政治哲学的なものを読み取っていく方向。新世代。
 - 📌 吉良が訳したドゥルシラ・コーネル『自由の道徳的イメージ』（御茶の水書房、2015年）はアーレントに近い感じで、三批判書の政治哲学的意義を読み取っていく方向。世界を想像するにあたっての「枠」（カントの Schema）の意義など。アーレント以降、ポストモダンな政治哲学の人はこういうのを好むが、ちょっと力技感はある。
 - 普遍的な「概念」の手掛かりのない一回限りの判断が、どのように人々に共通のものとして伝達されて

38 いくか、そしてその限界は。

- 39 🚩 吉良の関心： 時間論とどう結びついていくかなど。将来に向かった判断は手掛かりに乏しい
40 わけだが、過去の偉大な範例 (example) をもとにした回顧的想像力。

41
42 2. 実際に読んでいく

43 2.1 I：哲学の分類について

- 44 ● p.67 の一覧表が便利。

45 ➤ 理性は自由に適用され、悟性は自然に適用される。判断力は独自の適用領域を持たず、両者を媒介する
46 役割を果たす。 → 哲学の分類 (pp.21-)

- 47 ● 技術的／道徳的の区別 (pp.23-)

48 このようなもの [哲学以外のいろんな学問] は、所詮は技術的 - 実践的規則にほかならないところの熟練の
規則を含むだけであり、原因および結果という自然概念に従って可能であるような結果を生ぜしめるにすぎない。
(p.24)

49 ➤ 哲学めっちゃえらそうで感じ悪いですね。

50 ➤ 自然の必然的な因果関係に支配された領域 (人間でいえば動物として生きるにあたっての必要性の領域)
51 は技術であって哲学ではない、みたいなのってアーレントの「社会的なもの」の政治からの排除となん
52 となく似通っているような。

53 そしてこの超感性的なものこそ、実に自由概念だけが、形式的法則によって識知せしめるところのものである。
54 さればこそこれらの指定は道徳的-実践的なのである。(p.25)

55 ➤ 感性的なもの (自然) と超感性的なもの (道徳) の区別 → 新カント派の事実と価値二元論へ

56 2.2 II：哲学一般の領域について

57 **【悟性による立法と理性による立法の違い】**

58 自然概念による立法は悟性によって行われ、その立法は理論的なものである。また自由概念による立法は理性
59 によって行われ、その立法は実践的なものにすぎない。理性は、実践的なものに関してのみ立法的であり得る。

58 ➤ 立法的である = 法則を与える。 p.26

59 **【感性的世界と超感性的世界の関係】**

60 感性的世界は超感性的世界に対してなんら影響を及ぼし得ないにせよ、それにも拘らず超感性的世界は感性的
世界に対して影響を及ぼすように定められている。即ち自由概念は、その法則によって課せられた目的を感覚
界において実現するように定められているのである。従ってまた自然は、その形式の合目的性が自由の法則に
従って自然において実現すべき目的の可能と少なくとも一致調和する、というふうに考え得ねばならない。
してみると自然の根底に存する超感性的なもの、自由概念が実践的なものとして含んでいるところの統一の
根拠が必ずや存しなければならない。(pp.29-30)

60 ➤ 超感性的なもの (道徳) は感性的なもの (自然) に影響を与えるべきだと考えるための条件。 p.46

61 2.3 哲学の二部門を結合して一個の全体とする手段としての判断力批判について

62 **【悟性と理性をつなぐものとしての判断力】**

自然概念は、ア・プリオリな一切の理論的認識の根拠を含み、悟性の立法に基づいている。また自由概念は、およそ感性的条件にかかわりのない一切のア・プリオリな実践的指定の根拠を含み、理性の立法に基づいている。……ところで上級認識能力の間には、悟性と理性のほか、なおこの両者をつなぐ中間項がある。それが即ち**判断力**なのである。(p.31)

63 **【心的能力の三分類とその関係】**

64 ① 悟性と ② 理性の間に ③判断力が介在しているように、① 認識能力と ② 欲求能力との間には ③ 快・
65 不快の感情が介在している。(p.32) 番号付加

64 2.4 IV：ア・プリオリに立法する能力としての判断力について

65 **【判断力の二類型】**

66 判断力一般は、特殊を普遍のもとに含まれているものとして考える能力である。(p.36)

- 67 1) 規定的判断力： 普遍→特殊（演繹的、トップダウン的）
68 2) 反省的判断力： 特殊→普遍（ボトムアップ的）

69 ➤ 反省的判断： 特殊なものを自然の「合目的性」のもとに統一（体系化）していくこと

70 🚩 「多種多様な経験的法則を結合してこれをそれ自体として可能な一個の経験に仕立てるよう
71 な或る種の統一」(p.44)

72 🚩 「完全な連関を保つような一個の経験」(同)

73 ➤ カントの「自然」理解はどういうもの？（本書の後のほう）

74 2.5 V：自然の形式的合目的性の原理は判断力の先験的原理である

75 2.6 VI：快の感情と自然の合目的性の概念の結びつきについて

76 2.7 VII：自然の合目的性の美学的表象について

77 **【自然の合目的性と快の感情】**

78 対象が合目的と呼ばれるのは、対象の表象が快の感情と直接に結びついているからにほかならない。そしてか
79 かる表象が即ち合目的性の美学的表象なのである。すると問題は——いったい合目的性のかかる表象が存在す
80 るのかどうか、ということだけである。(p.54)

81 ➤ 「反省的判断力においていわば自由に遊ぶところの悟性および構想力との適合」(p.54)

82 **【自然の合目的性と快の感情】**

83 この快は……およそ判断者一般に例外なく妥当する。そうするとこの対象は**美**と呼ばれ、またかかる快によっ
84 て（従ってまた普遍妥当的に）判断する能力は**趣味**と呼ばれるのである。(p.55) 強調付加

80 2.8 VIII：自然の合目的性の論理的表象について

【美学的判断力と目的論的判断力】

我々はこれによって何らかの目的を類推し、こうして自然そのものが我々の認識能力にいわば顧慮を払っているかのように思いなすのである。すると我々は、自然美を形式的（単なる主観的）合目的性の現示と見なし、また自然目的を実在的（客観的）合目的性の概念の現示と見なしてよい。そして我々はこの二通りの合目的性の第一のものを趣味によって（美学的に、即ち快の感情を介して）判定し、また第二のものを悟性および理性によって（論理的に、即ち概念に従って）判定するのである。（pp.59-60）

81

82

83 2.9 IX：悟性の立法と理性の立法とを判断力によって統合することについて

【悟性による認識と理性による認識】

悟性は、感官の対象としての自然に対してア・プリオリに立法的であり（普遍的法則を与え）、可能的経験における自然の理論的認識を成立せしめる。また理性は、主観における超感性的なものとしての自由とこれに特有な原因性に対してア・プリオリに立法的であり、無条件的-実践的認識を成立せしめる。（pp.62-63）

84

【自然から自由へ】

悟性は、みずから自然にア・プリオリな法則を与え得ることによって、自然が減少としてのみ我々に認識せられるものであることを証明する、従ってまたそれと同時に、現象としての自然の根底に存する超感性的基体を指示するが、しかしかかる基体がどのようなものであるかということに関してはまったく未規定のままにしておく。次に判断力は、自然を判定するためのア・プリオリな原理によって、およそ可能な限りの特殊的自然法則に従い、自然の超感性的基体（我々のうち並びにそとの）を知性的能力によって規定せられ得るものにする。最後に理性は、そのア・プリオリな実践的法則によって、この同じ超感性的基体に規定を与える。このようにして判断力は、自然概念の領域から自由概念の領域への移り行きを可能にするのである。（p.65）

85